



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1381	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)..... 1
1382	指定障害福祉サービス事業者の指定	( 〃 )..... 1
1383	農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課)..... 2
1384	〃	( 〃 )..... 2
1385	〃	( 〃 )..... 2
1386	〃	( 〃 )..... 3
1387	保安林の指定の解除	(森林整備課)..... 3
1388	保安林の指定予定の通知	( 〃 )..... 3
1389	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道課)..... 4
1390	道路の位置の指定	(都市政策課)..... 4

### ○ 公告

	都市計画の案の縦覧	(都市政策課)..... 4
	〃	( 〃 )..... 5

## 告 示

### 和歌山県告示第1381号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成27年12月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3052400 144	つばさ	西牟婁郡白浜町106 8番地2	保育所等訪問支援	特定非営利活動 法人ころん	西牟婁郡上富田町岩 田356番地の2	平成 27.12.1

### 和歌山県告示第1382号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成27年12月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011300 138	ケアサービスフリーポケット	伊都郡かつらぎ 町寺尾281-6	同行援護	特定なし	有限会社フリー ポケット	伊都郡かつらぎ 町寺尾281-6	平成 27.12.1

## 和歌山県告示第1383号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年11月26日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年12月21日まで縦覧に供する。

平成27年12月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第47号-1	田辺市上秋津字平野代1942-1外12筆
平成27年度第47号-2	田辺市上秋津字露之元2730-4外1筆
平成27年度第47号-3	田辺市中三栖字正田2016-3外3筆
平成27年度第47号-4	田辺市中三栖字弥吾郎谷1975-2外2筆
平成27年度第47号-5	田辺市上秋津字大平3553-1外2筆
平成27年度第47号-6	田辺市秋津町字西八町262-1

## 和歌山県告示第1384号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年11月25日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年12月21日まで縦覧に供する。

平成27年12月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第48号-1	日高郡みなべ町清川字上小森1142-2
平成27年度第48号-2	日高郡みなべ町熊岡字灰坂621-2外9筆
平成27年度第48号-3	日高郡みなべ町東岩代字荒堀1596外1筆
平成27年度第48号-4	日高郡みなべ町埴田字馬尻601-34
平成27年度第48号-5	日高郡みなべ町北道字作り道523外2筆
平成27年度第48号-6	日高郡みなべ町晩稲字奥井谷579-55
平成27年度第48号-7	日高郡みなべ町晩稲字有屋谷716-39
平成27年度第48号-8	日高郡みなべ町東本庄字栗ヶ崎172

## 和歌山県告示第1385号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年11月26日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び伊都振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年12月21日まで縦覧に供する。

平成27年12月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第49号-1	伊都郡かつらぎ町下天野字谷口1901外3筆
平成27年度第49号-2	伊都郡かつらぎ町広口字十六瀬424外3筆

### 和歌山県告示第1386号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年11月26日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年12月21日まで縦覧に供する。

平成27年12月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第50号	日高郡日高川町和佐字パイロット2366
平成27年度第51号-1	御坊市野口字北橋下485-1外1筆
平成27年度第51号-2	御坊市野口字大橋本994

### 和歌山県告示第1387号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成27年12月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 解除に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字下湯川字多井920の28、920の29、920の31、920の33、921の2、921の3、925の2、929の2、929の3、933の3、933の5、933の6
- 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 解除の理由 指定理由の消滅

### 和歌山県告示第1388号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年12月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡白浜町田野井字末國1337の27、1337の38、1337の39、1337の42から1337の44まで、1337の47から1337の55まで

2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1389号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成27年12月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 施行者の名称

御坊市

2 都市計画事業の種類及び名称

御坊都市計画下水道事業 御坊市公共下水道

3 事業施行期間

自 平成16年6月29日

至 平成31年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

和歌山県告示第1390号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成27年12月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3325	橋本市高野口町名古曾字松ノ本274番2の一部	奈良県五條市田園二丁目2番地の1 株式会社井上地所 代表取締役 井上猛	平成 27. 11. 25	6. 00	40. 45

公 告

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成27年12月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称  
橋本都市計画道路（3・5・1号神野々真土線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
変更する部分  
和歌山県橋本市神野々字竹之垣内、下長毛
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課  
橋本市建設部まちづくり課
- 4 縦覧期間  
平成27年12月11日から同月24日まで

#### 都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成27年12月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称  
橋本都市計画道路（3・4・25号吉原神野々線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
変更する部分  
和歌山県橋本市神野々字竹之垣内、東竹鼻、下戸津井谷  
吉原字東尾、下平、平岸  
削除する部分  
和歌山県橋本市神野々字西中山、大池尻  
吉原字東谷
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課  
橋本市建設部まちづくり課
- 4 縦覧期間  
平成27年12月11日から同月24日まで